

異動届出書記載例

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

綾瀬 市長 宛		〒	
年 月 日 提出		フリガナ	
給与支払者 (特別徴収義務者)		氏名又は名称	
代表者の職氏名印		個人番号又は法人番号	
給与所得者		(ア) 特別徴収税額 (年税額) 円	(イ) 徴収済額 円
受給者番号(整理番号) フリガナ		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 円	異動年月日
氏名 (旧姓)		異動の事由	
生年月日 昭和・平成 年 月 日		1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他 (特別徴収不可)	
個人番号		異動後の未徴収税額の徴収方法	
1月1日現在の住所		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (1月以降は必須)	
給与の支払を受けなくなった後の住所		月分で納入 (月 日納期分)	
		普通徴収 (理由)	

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由	徴収予定
1. 異動が 年 12月 31日 までで、申出があったため (月 日申出)	徴収予定月 徴収予定額 徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額) 円
2. 異動が 年 1月 1日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため	円
異動者印	円

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書(異動後の未徴収税額の徴収方法が特別徴収継続の場合は、次の欄にも記載してください。)

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※新規事業所の場合は「新規」に○印を付けてください)	新規	課・係	氏名	電話	新しい勤務先では 月割額 円を 月分から徴収し、納入します。(月 日納期分)	※市町村記入欄
新しい勤務先の住所 (居所)又は所在地	フリガナ	氏名又は名称	代表者の職氏名印	電話 (内線)	新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。	納入書 要・不要

◆誤読を避けるため、必ずフリガナを記入してください。
【提出先】〒252-1192 綾瀬市早川550番地 綾瀬市役所 総務部課税課 市民税担当

特別徴収税額通知書の個人別明細書に記載されている年税額を記入してください。

異動された納税者の氏名を記入してください。また、結婚等により姓が変わった方は必ず旧姓を記入してください。

退職等により住所を変更された方は、その新しい住所を記入してください。

退職時の給与または退職金から一括徴収する場合に記入してください。

一括徴収の申し出があった場合は、給与所得者の印を押してください。

新しい勤務先の特別徴収指定番号を記入してください。

転勤等により新しい勤務先で引き続き特別徴収を希望される場合にはこちらを記入して、転勤先から市役所へ回送してください。

税額通知書に記載してある特別徴収義務者指定番号を記入してください。

退職された方の特別徴収税額を6月分から何月分までいくら徴収したか記入してください。

年税額から徴収済額を差し引いた金額を記入してください。

未徴収税額の徴収方法を選択してください。

一括徴収した税額を何月分で納入するのか、また、納期限を記入してください。

異動の事由を選択してください。

新しい勤務先での徴収額と徴収開始月を記入してください。

一括徴収・・・退職等で残額を退職時の給与または退職金から一括して徴収する場合をいいます。
 普通徴収・・・退職等で未徴収税額を個人で納めていただく場合で、後日個人あてに納税通知書を送付します。
 特別徴収継続・・・転勤等で引き続き特別徴収を行う場合のほか、現在の会社を退職して、別の会社に就職が決まっている場合で、その会社が、引き続き特別徴収を行う場合をいいます。

転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。

御注意
1 異動届出書の提出は、特別徴収税額通知書に記載された宛先番号へ行ってください。
2 異動届出書の提出は、特別徴収税額通知書に記載された宛先番号へ行ってください。
3 異動届出書の提出は、特別徴収税額通知書に記載された宛先番号へ行ってください。
4 異動届出書の提出は、特別徴収税額通知書に記載された宛先番号へ行ってください。
5 異動届出書の提出は、特別徴収税額通知書に記載された宛先番号へ行ってください。
6 異動届出書の提出は、特別徴収税額通知書に記載された宛先番号へ行ってください。
7 異動届出書の提出は、特別徴収税額通知書に記載された宛先番号へ行ってください。
8 異動届出書の提出は、特別徴収税額通知書に記載された宛先番号へ行ってください。
9 異動届出書の提出は、特別徴収税額通知書に記載された宛先番号へ行ってください。
10 異動届出書の提出は、特別徴収税額通知書に記載された宛先番号へ行ってください。
11 異動届出書の提出は、特別徴収税額通知書に記載された宛先番号へ行ってください。
12 異動届出書の提出は、特別徴収税額通知書に記載された宛先番号へ行ってください。
13 異動届出書の提出は、特別徴収税額通知書に記載された宛先番号へ行ってください。
14 異動届出書の提出は、特別徴収税額通知書に記載された宛先番号へ行ってください。
15 異動届出書の提出は、特別徴収税額通知書に記載された宛先番号へ行ってください。
16 異動届出書の提出は、特別徴収税額通知書に記載された宛先番号へ行ってください。
17 異動届出書の提出は、特別徴収税額通知書に記載された宛先番号へ行ってください。
18 異動届出書の提出は、特別徴収税額通知書に記載された宛先番号へ行ってください。
19 異動届出書の提出は、特別徴収税額通知書に記載された宛先番号へ行ってください。
20 異動届出書の提出は、特別徴収税額通知書に記載された宛先番号へ行ってください。